

## 別添 2

労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示

### 技術上の指針公示第23号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、工作機械の構造の安全基準に関する技術上の指針の一部を改正する指針を次のとおり公表する。

令和4年12月20日

厚生労働大臣 加藤 勝信

- 1 名称 工作機械の構造の安全基準に関する技術上の指針の一部を改正する指針
- 2 趣旨 この指針は、日本産業規格B六〇三四号の制定に伴い、ボール盤による危険を防止するための覆いに関する所要の改正を行うものである。
- 3 適用日 公示の日
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課及び都道府県労働局労働基準部安全主務課において閲覧に供する。